

郵政民営化に関する意見

郵政民営化法は、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。

こうした基本理念を踏まえ、私たちは、従前より、郵政民営化にあたっては、公正な競争条件の確保、適正な経営規模への縮小、地域との共存等を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。私たちは、ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持したまま、預入限度額を引き上げたり、業容を拡大することは、認められるべきではないと考えています。

以下、これまでの郵政民営化の進捗状況に対する私たちの評価と期待を述べさせていただきます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたいと考えています。

日本郵政株については、これまで段階的に売出しが行われ、政府の保有割合は約3分の1となり、郵政民営化法が定める最低水準に近いものとなっています。

一方、ゆうちょ銀行株については、本年3月に日本郵政による売却が行われたものの、依然として日本郵政が61.5%を保有しています。

2021年4月に郵政民営化委員会が取りまとめた「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、日本郵政に対し、「全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取り組み」を求めています。私たちは、早期にゆうちょ銀行の完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた具体的な計画が示され、その実行が担保される必要があると考えています。

2021年5月に日本郵政グループが公表した中期経営計画「JPビジョン

2025」において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株について、「できる限り早期に保有割合 50%以下を目指す」としているものの、その後については「検討を進めていく」とするにとどまっています。仮に日本郵政のゆうちょ銀行株の保有割合が 50%をわずかに下回る状態となれば、政府の関与を残したまま、新規業務の事前届出制に移行することになり、極めて不適切であると考えています。郵政民営化法は、ゆうちょ銀行株の「全部処分を目指し、できる限り早期に処分する」ことを義務付けているのであって、「50%以下とすること」を求めているわけではありません。

また、日本郵政グループは、銀行法上の持株会社の出資規制や子会社の業務範囲規制の適用が除外され、民間の銀行グループには認められていない不動産等の非金融業務と金融 2 社の金融業務をグループ一体となって推進しています。この点においても、公正な競争条件が確保されていないと考えています。

適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。

2019 年 4 月、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金について、預入限度額がそれぞれ 1,300 万円に引き上げられました。政府との間接的な資本関係を維持し、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないままに預入限度額が引き上げられたことは誠に遺憾です。

2021 年 4 月より、貯金獲得に係るインセンティブが撤廃されたことは評価できるものの、これをもって民間金融機関から政府が関与するゆうちょ銀行へシフトする懸念が完全に払しょくされたわけではありません。郵政民営化委員会や関係当局は、ゆうちょ銀行が量的拡大に走ることをないよう、継続的なモニタリング、厳格な検証が行われることが必要と考えています。

また、2021 年 4 月にフラット 35 の直接取り扱い等について、2022 年 3 月に投資一任契約の締結の媒介業務について、それぞれ認可されました。

完全民営化への道筋が見通せない中で、立て続けに新規業務が認可されたことは誠に遺憾です。

日本郵政グループの中期経営計画においては、さらなる新規業務として、信託・相続サービスが盛り込まれています。信託・相続サービスは、今後、その市場の拡大が見込まれ、既に民間金融機関が取り組んでいるものです。政府の関与が残るゆうちょ銀行がこうした分野に参入し、業容を拡大していくことは、「できる限り民間に委ねる」との郵政民営化法の目的に反すると考えます。

地域との共存

ゆうちょ銀行と民間金融機関は、地域の中小企業の事業承継・再生支援、自然災害等からの復興支援、再生可能エネルギーの普及支援等を目的としたファンドの設立・出資を行っています。

また、郵便局の空きスペースへの民間金融機関のATMコーナーの設置、郵便局窓口における民間金融機関の事務の受付や取次、郵便局のみまもりサービスのお客さまへの紹介等、各行の経営判断のもと、様々な連携を進めています。

ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便性向上等を目的として、こうした連携・協調を進めていることは、意義があることと考えています。

2．今後の郵政民営化への期待

郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めています。

2021年度から2025年度までを対象としている日本郵政グループの中期経営計画は、「3年後を目途に計画の見直しを行う」とされています。今後予定される中期経営計画の見直しにおいて、日本郵政がゆうちょ銀行株の全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要があると考えています。

それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を拡げたりすべきではありません。

2018年12月に郵政民営化委員会が取りまとめた「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」では、将来の見直しについて、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」とされています。

しかし、通常貯金と定期性貯金それぞれ1,300万円となっている預入限度額をさらに引き上げることになれば、銀行ビジネスの源泉である預金が、民間金融機関から政府の関与が残るゆうちょ銀行にシフトすることが懸念され、そうなれば民間金融機関の流動性や地域における金融仲介機能、ひいては金融システム全体に多大な悪影響を及ぼすおそれがあります。預入限度額の見直しについては、通常貯金の預入限度額の「緩和・引き上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討を行うべきと考えます。

また、政府の関与を残したままで、ゆうちょ銀行が、民間金融機関が既に取り組んでいる業務分野に参入し、業容を拡大していくべきではありません。

今後も引き続き、ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協調の取り組みが各地で進むことを期待しています。こうした動きに水を差すことのないよう、郵政民営化委員会および関係当局において、公平かつ適正な審議・検討が行われることを希望します。

以上